

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号 改正平成13年法律第151号、以下「PFI法」という。）第5条第3項の規定により、金沢大学（宝町）総合研究棟改修施設整備等事業に関する実施方針について公表する。

平成16年4月23日（金）

国立大学法人 金沢大学長 林 勇二郎

国立大学法人金沢大学は、本事業について民間の資金、経営能力及び技術能力の活用により、財政資金の効率的、効果的活用を図るため、PFI法に基づく事業（以下「PFI事業」という。）として実施することを予定している。

この実施に関する方針は、PFI法に基づく特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間選定事業者（以下「選定事業者」という。）の選定を行うにあたって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成12年3月13日総理府告示第11号、以下「基本方針」という。）、「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」（平成13年1月22日）等に則り、本事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）として定め、ここに公表するものである。

金沢大学（宝町）総合研究棟改修施設整備等事業

実施方針

平成16年4月23日

国立大学法人 金沢大学

目次

1．特定事業の選定に関する事項	
（1）事業内容に関する事項.....	1
（2）特定事業の選定方法等に関する事項.....	6
2．民間事業者の募集及び選定に関する事項	
（1）民間事業者の選定に係る基本的な考え方.....	7
（2）選定の手順及びスケジュール.....	7
（3）入札公告.....	8
（4）入札説明書等に関する質問・回答.....	8
（5）応募者の備えるべき参加資格.....	8
（6）審査及び選定に関する事項.....	12
（7）契約に関する基本的な考え方.....	12
（8）入札提出書類の取扱い.....	13
3．選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項	
（1）リスク分担の考え方.....	14
（2）選定事業者の責任の履行に関する事項.....	14
（3）事業の実施状況のモニタリング.....	14
4．公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	
（1）立地に関する事項.....	16
（2）土地に関する事項.....	16
（3）建物に関する事項.....	17
5．事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	
（1）紛争が生じた場合の基本的な考え方.....	21
（2）管轄裁判所の指定.....	21
6．事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	
（1）本事業の継続に関する基本的な考え方.....	21
（2）本事業の継続が困難になった場合の措置.....	21
（3）金融機関等と大学との協議.....	21
7．法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	
（1）法制上及び税制上の措置に関する事項.....	22
（2）財政上及び金融上の支援に関する事項.....	22
（3）その他の支援に関する事項.....	22

8．その他特定事業の実施に関し必要な事項

(1) 情報公開及び情報提供.....	22
(2) 入札に伴う費用負担.....	22
(3) 問合せ先.....	22

添付書類等

別紙 1 実施方針に関する質問の受付・回答公表について

別紙 2 実施方針に関する意見・提案の受付等について

様式 1 実施方針に関する説明会への参加申込み

様式 2 実施方針に関する質問書

様式 3 実施方針に関する意見・提案書

資料 1 - 1 P F I 事業計画地（位置図）

資料 1 - 2 PFI事業計画地（宝町団地配置図）

資料 2 リスク分担表

1. 特定事業の選定に関する事項

(1) 事業内容に関する事項

1) 事業名称

金沢大学(宝町)総合研究棟改修施設整備等事業

2) 事業に供される公共施設等の種類等

公共施設等の種類

教育研究施設

公共施設等の立地等

ア. 立地場所 金沢大学宝町団地構内(石川県金沢市宝町1-1)

(「資料1 PFI事業計画地」参照)

イ. 敷地面積 130,396 m²

ウ. 用途地域 市街化区域、第一種住居地域 また、伝統環境保存区域に隣接

エ. 建ぺい率 60%

オ. 容積率 200%

3) 公共施設等の管理者等の名称

国立大学法人 金沢大学長 林 勇二郎

4) 事業目的

国立大学法人金沢大学(以下「大学」という。)は、8研究科、8学部、共通教育、1研究所、1附属病院を有する総合大学であり、「人類の知的遺産の継承と革新を目指し、地域と世界に開かれた金沢大学」を基本理念とし、教育・研究等を行っている。

本事業を計画している宝町団地は、宝町、鶴間の2キャンパスで構成されており、宝町キャンパスでは、大学院医学系研究科、医学部(医学科)、医学部附属病院、薬学部、がん研究所等、鶴間キャンパスは、大学院医学系研究科(保健学)、医学部(保健学科)が教育研究を行っている。

現在、宝町団地では、「診療・教育・研究・運営が一体となったバリアフリーホスピタルの構築」をコンセプトとし、高度先進医療に対応した地域拠点病院を目指し、平成9年度より医学部附属病院の再開発整備を進めている。平成13年に新病棟を開院し、引き続き、中央診療棟の改築整備を行っている。

一方、大学院医学系研究科を中心とする医科学系教育・研究分野においては、既存教育・研究施設の多くは昭和30~40年代に建設された施設であり、老朽・狭隘のため、複雑・高度化が著しい医科学系教育・研究への対応、また、多分野に渡る学際的総合研究、大型プロジェクト研究等の推進が非常に困難な状況である。

文部科学省においては、平成13年に科学技術振興のための基幹整備として大学院の狭隘化の解消、卓越した教育研究拠点の整備、既存施設の活性化の観点から世界水準の教育研究成果の確保を目指し、「国立大学等施設緊急整備5か年計画」を策定し、国立大学等施設の重点的・計画的整備を行っているものである。

金沢大学（宝町）総合研究棟改修施設整備等事業（以下「本事業」という。）は、「緊急整備5か年計画」に基づき、宝町キャンパス内において、現在、移転整備を行っている角間 団地へ移転後の薬学部、がん研究所の教育・研究施設を有効に活用し、また、老朽・狭隘化の著しい大学院医学系研究科の既存施設と共に改修整備を行うことにより、生命科学の高度教育・研究拠点を構築するものである。

その際、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号、以下「PFI法」という。）に基づき実施することにより、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、財政資金の効率的、効果的な活用を図りつつ、金沢大学（宝町）総合研究棟の整備を行い、効率的かつ効果的に公共サービスを提供することを目的としている。

5) 事業概要

事業内容

本事業は、PFI法に基づき、選定事業者が当該施設を設計、改修・建設、維持管理等を遂行することを事業内容とする。主な業務は次のとおりであり、事業方式等は本書17頁を参照すること。また、その他詳細は、入札説明書等において示す。

金沢大学（宝町）総合研究棟等の設計及び改修・建設

- ・金沢大学（宝町）総合研究棟及びこれに附帯する工作物その他施設（以下「本施設」という。）に係る設計業務
 - ・本施設に係る改修・建設業務
 - ・基礎等設計のための土質調査業務
 - ・工事監理業務
 - ・本施設の改修・建設に伴う各種申請等の業務
- その他これらを実施する上で必要な関連業務

金沢大学（宝町）総合研究棟等の維持管理

- ・検針業務【学校事務業務の一部】
- ・清掃業務（廊下、便所、玄関等の共用部分、講義室等）
- ・校舎等警備業務（休日及び夜間、外部巡回、防災監視）
- ・植栽管理業務【学校事務業務の一部】
- ・昇降機設備保守点検業務
- ・受変電設備、電力設備保守点検業務
- ・受水槽清掃、水質検査等給排水設備保守点検業務
- ・空調等設備保守点検業務
- ・建物（構造・仕上）保守点検業務
- ・外構保守点検業務

校舎（医学部解剖実習棟）の運営【教育研究の補助業務及び学校事務業務】
教育研究の補助業務

- ・ 実習、法医学解剖準備、後片づけ業務

学校事務業務

- ・ 献体の収集、管理事務
- ・ 献体の搬送、保管、搬出事務
- ・ 合同慰霊祭開催案内事務、同設営事務

なお、「金沢大学（宝町）総合研究棟等」とは、本事業の対象となる施設全体の総称であり、コリドー ・ 及び校舎（解剖実習棟）も含んでいる。

大学の支払いに関する事項

大学の選定事業者に対する支払いは選定事業者が実施する本施設の設計、改修・建設等の初期投資に係る対価と維持管理等サービスの対価から成る。当該改修・建設に係る対価について、大学は、供用開始から事業期間中に、選定事業者に対し、PFI法第10条第1項にいう公共施設の管理者等及び選定事業者が締結した協定（以下「事業契約」という）に定める額を割賦方式により均等に支払う。また、維持管理等サービスに係る対価について、大学は、供用開始から事業期間中に、選定事業者に対し、事業契約に定める額を支払う。

事業スケジュール（予定）

事業契約の締結時期 平成17年5月

事業期間

1. 設計・建設期間 平成17年6月～平成20年5月
2. 維持管理期間 平成18年4月～平成31年3月

供用開始時期は、段階整備のため施設ごとに異なる。（詳細は2. (2)参照のこと）

6) 事業に必要と想定される根拠法令等

PFI法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成12年総理府告示第11号、以下「基本方針」という）のほか、下記に掲げる関連の各種法令に拠ることとする。

都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）

建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）

消防法（昭和23年7月24日法律第186号）

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年5月31日法律第104号）

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年4月14日法律第20号）

財政法（昭和22年3月31日法律第34号）

国立大学法人法（平成15年7月16日法律第112号）

その他関連する法令、条例等

7) 実施方針等に関する説明会等

以下のとおり、実施方針に係る説明会を開催する。なお、本事業計画地の現地説明会を別途実施する予定であり、日時等は入札説明書等において示す。

【説明会】

開催日時 平成16年5月7日（金）午後2時から2時間程度

開催場所 金沢大学宝町団地臨床講義棟 1階
1 - 1 講義室

参加者等 本事業への参画を希望する民間事業者。ただし、1社につき3名までとする。参加希望者は平成16年4月30日（金）までに(様式1)により下記の連絡先に事前登録すること。

連絡先 〒920-1192 石川県金沢市角間町
金沢大学施設管理部施設企画課（担当：本間、稲森）
TEL 076-264-5109
FAX 076-234-4030
電子メールアドレス：fa-pfi@ad.kanazawa-u.ac.jp

8) 実施方針に関する質問の受付、回答公表

平成16年5月10日（月）から5月14日（金）までの間、金沢大学施設管理部施設企画課において、実施方針に対する民間事業者等からの質問を受け付ける。質問の提出方法、様式等については、別紙1を参照すること。

質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると大学が認めるものを除き、平成16年6月15日（火）を目途として文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室ホームページ、金沢大学ホームページ及び掲示板（石川県金沢市角間町金沢大学事務局4階）において公表する。

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室

< URL > <http://sisetuweb1.mext.go.jp/mdbskn/frontsite/MF000.asp?BT=N>

金沢大学

< URL > <http://www.kanazawa-u.ac.jp/>

9) 実施方針に関する意見・提案の受付等

民間事業者等の創意工夫を活用して事業を実施することを目的とし、平成16年5月10日（月）から平成16年5月21日（金）までの間、金沢大学施設管理部施設企画課において、実施方針等に対する意見や募集に当たっての具体的な意見・提案を受け付ける。意見・提案の提出方法、様式等については、別紙2を参照すること。なお、大学は、意見・提案に対し、個別に回答は行わないが、民間事業者等から提出のあった意見・提案について、大学が必要であると判断した場合には直接ヒアリングを行うことがある。

10) 実施方針の変更

実施方針公表後における民間事業者等からの意見を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。

変更を行った場合には、文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室ホームページ、金沢大学ホームページ及び掲示板（石川県金沢市角間町金沢大学事務局4階）への

掲載その他適宜の方法により速やかに公表する。変更の内容が重要で本事業の事業者募集のスケジュールに影響を及ぼすと考えられる場合には、変更後のスケジュールも示す。

(2) 特定事業の選定方法等に関する事項

1) 特定事業の選定に当たっての考え方

大学は、PFI法、基本方針及び「VFM(Value for Money)に関するガイドライン」(平成13年7月27日)などを踏まえ、大学自らが実施する場合と比較して、民間事業者が実施することにより効率的かつ効果的に事業が実施される場合に、実施可能性等を勘案した上で、本事業を特定事業として選定する。

具体的な評価基準は以下のとおりである。

- ・本施設の設計、改修・建設及び維持管理等が同一水準にある場合において大学の財政負担の縮減が期待できること。
- ・大学の財政負担が同一水準にある場合において本施設の設計、改修・建設及び維持管理等の水準の向上が期待できること。

大学の財政負担の見込み額を算定するに当たっては選定事業者からの税収その他収入等を調整する等の適切な調整を行った上で、将来の費用と見込まれる大学の財政負担の総額を算出し、これを現在価値に換算して評価することとする。また、公共サービスの水準の評価に当たっては、できる限り定量的に行うこととし、定量化が困難なものを評価する場合には客観性を確保した上で定性的評価を行うこととする。

2) 特定事業の選定結果の公表

前項に基づき本事業を特定事業と選定した場合は、評価の内容とあわせて、平成16年7月下旬頃(予定)に文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室ホームページ、金沢大学ホームページ及び掲示板(石川県金沢市角間町金沢大学事務局4階)において公表する。なお、事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっては同様に公表する。

2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 民間事業者の選定に係る基本的な考え方

本事業は、設計・建設段階から運営・維持管理段階の各業務を通じて、選定事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、民間事業者の選定に当たっては、大学の財政負担の額並びに事業運営能力、改修・建設・維持管理能力等その他の条件により選定（総合評価一般競争入札：金沢大学会計規則第40条第2項）を行う予定である。

民間事業者の選定は、二段階により実施し、第一段階は資格等要件審査、第二段階は提案内容審査を行う。

(2) 選定の手順及びスケジュール

選定に当たっての手順及びスケジュールは、以下のとおり予定している。

スケジュール（予定）	P F I 事業プロセス
平成 16 年 4 月 23 日	実施方針の公表
平成 16 年 5 月 10 日～5 月 14 日	実施方針に関する質問受付
平成 16 年 5 月 10 日～5 月 21 日	実施方針に関する意見・提案受付
平成 16 年 6 月 15 日	実施方針に関する質問への回答公表
平成 16 年 6 月	要求水準書(案)の公表
平成 16 年 6 月	要求水準書(案)に対する質問の受付
平成 16 年 7 月	要求水準書(案)に対する質問への回答公表
平成 16 年 7 月	特定事業の選定
平成 16 年 8 月	入札公告
平成 16 年 8 月	入札書類に対する質問の受付
平成 16 年 9 月	入札書類に対する質問への回答公表
平成 16 年 10 月	参加表明書・資格確認書類の受付
平成 16 年 10 月	資格確認通知の発送
平成 17 年 1 月	提案受付
平成 17 年 3 月中旬	落札者の選定及び公表
平成 17 年 3 月下旬	基本協定等の締結
平成 17 年 5 月下旬	事業契約締結
平成 17 年 5 月～17 年 9 月	設計
平成 17 年 10 月～	建設・改修工事後、順次供用開始(詳細後述)
平成 20 年 6 月	全体供用開始
平成 31 年 3 月	事業終了

また、各施設の詳細な整備、供用スケジュールは以下のとおりである。

施設名称	工事期間 (予定)	供用開始(移行期間含む) (予定)
総合研究棟 (旧薬学科実験研究棟)	(仮改修)平成17年10月～平成18年3月 (改修)平成20年2月～平成20年5月	平成20年6月
総合研究棟 (旧製薬化学科実験研究棟)	(仮改修)平成18年5月～平成18年10月 (改修)平成20年2月～平成20年5月	平成20年6月
総合研究棟(十全講堂)	(改修)平成17年10月～平成18年3月	平成18年4月
コリドー	(新設)平成18年5月～平成18年10月	平成18年11月
校舎(解剖実習棟)	(新設)平成17年10月～平成18年3月	平成18年4月
総合研究棟(旧薬学講堂)	(改修)平成18年5月～平成18年10月	平成18年11月
総合研究棟(医学部北研究棟)	(改修)平成18年12月～平成19年5月	平成19年6月
総合研究棟(医学部南研究棟)	(改修)平成19年7月～平成19年12月	平成20年1月
総合研究棟 (医学部中央施設棟)	(改修)平成18年12月～平成19年12月	平成20年1月
総合研究棟 (標本教育研究棟 (現 医学部解剖棟))	(改修)平成19年7月～平成19年12月	平成20年1月
コリドー	(新設)平成19年7月～平成19年12月	平成20年1月

(3) 入札公告

特定事業の選定を行った場合は、本事業を総合評価方式(予定)による一般競争入札に付することとして公告するとともに、その旨を官報に掲載する。なお、本事業は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の対象であり、入札手続は、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(昭和55年政令第300号)に基づいて実施する。

(4) 入札説明書等に関する質問・回答

入札の実施に関する具体的事項は入札説明書等において示す。入札説明書等の内容に関する質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると大学が認めるものを除き、公表する。

質問の提出及び回答の公表方法については、入札説明書等において示す。

(5) 応募者の備えるべき参加資格

1) 応募者の参加要件等

応募者は、単独企業(以下「応募企業」という。)又は複数の企業で構成されるグループ(以下「応募グループ」という。)とし、応募企業又は応募グループの構成員のいずれも、以下の要件を満たすこと。また、応募企業又は応募グループの構成員以外の者で、事業開始後、選定事業者から直接業務を受託し、又は請負うことを予定している者(以下「協力会社」という。)についても、参加表明書において協力会社として明記し、以下の要件を満たすこと。

また、応募グループで申し込む場合には、参加表明書の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続を行うこと。

金沢大学会計細則第28条及び第29条に該当しない者であり、かつ同細則第30条に規定す

る資格を有する者であること。

会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づき更生手続き開始の申立をしていない者で、かつ民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立をしていない者であること。

参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限から落札者の選定が終了するまでの期間に、本学の規定に基づく指名停止等を受けていないこと。

大学が本事業について、アドバイザリー業務を委託したパシフィックコンサルタンツ株式会社、パシフィックコンサルタンツ株式会社が本アドバイザリー業務において提携関係にある三井安田法律事務所(法務アドバイザー)及び株式会社坂倉建築研究所又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

ここで、資本面若しくは人事面において関連がある者とは、

(ア) 資本面における関連

当該受託者等が発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者

(イ) 人事面における関連

当該受託者等が代表権を有する役員を兼ねている者

である。以下同様とする。

本施設の基本設計の作成に関与した者が、グループの構成員もしくは協力会社となっていないこと。

応募企業、あるいは応募グループの構成員及び協力会社のいずれかが、他の応募企業、応募グループの構成員又は協力会社として参加していないこと。

審査委員会の委員が属する企業ないし組織が、グループの構成員もしくは協力会社となっていないこと。

2) 応募者の構成員等の資格等要件

応募企業、応募グループ及び協力会社のうち設計、改修・建設及び維持管理の各業務に当たる者(落札者が特別目的会社を設立した場合にあっては、特別目的会社からこれらの業務を受託する者を含む)は、それぞれ ~ の要件を満たすこと。

なお、~ のうち、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができるが、「改修・工事に当たる者」と上記資本面若しくは人事面において関連がある者が、「工事監理に当たる者」を兼ねることはできない。

設計に当たる者は、次の要件を満たすこと

(ア) 文部科学省において、平成15・16年度設計・コンサルティング業務に係る有資格者として登録されている者であること。

(イ) 経営状況が健全であること。

(ウ) 不正又は不誠実な行為がないこと。

(エ) 建築士法(昭和25年法律202号)第23号の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っているもの。

(オ) 平成6年度以降に、本事業と同種業務の建物の設計実績があること。なお、同種業務の具体的な要件は入札説明書等において示す。

改修・建設に当たる者は、次の要件を満たすこと

- (ア) 改修・建設に携わる応募企業、応募グループの構成員又は協力会社は、文部科学省において一般競争参加者の資格を有し、各工事において、「一般競争参加者の資格」第1章第4条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記2の点数）が次の点以上であること。

建築一式工事	1250点以上
電気工事	950点以上
管工事	950点以上

なお、複数の工事を同一の企業が実施することは、差し支えない。

また、各工事を複数の企業が共同して実施することは差し支えない。ただしこの場合においては、共同して工事を実施するすべての応募企業又は応募グループの構成員及び協力会社が上記を満たすものとする。

- (イ) 提案内容に対応する建設業法（昭和22年法律第100号）の許可業種につき許可を有して営業年数が3年以上ある者であること。
- (ウ) 平成6年度以降に、本事業と同種業務の建物の建設実績があること。なお、同種業務の具体的要件は入札説明書等において示す。

維持管理に当たる者は、次の要件を満たすこと

- (ア) 文部科学省競争参加資格において、平成16年度に東海・北陸地域の「役務の提供等」のA、B、又はC等級に格付けされている者であること。
- (イ) 請負を実施するに必要とする資格を有していることを証明した者であること。
- (ウ) 平成6年度以降に、本事業における施設と同等以上の規模の施設において、同種業務の維持管理業務実績があること。なお、同種業務の具体的要件は入札説明書等において示す。

工事監理に当たる者は、次の要件を満たすこと

- (ア) 文部科学省において、平成15・16年度設計・コンサルティング業務に係る有資格者として登録されている者であること。
- (イ) 経営状況が健全であること。
- (ウ) 不正又は不誠実な行為がないこと。
- (エ) 建築士法（昭和25年法律202号）第23号の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っているもの。
- (オ) 平成6年度以降に、本事業と同種業務の建物の工事監理実績があること。なお、同種業務の具体的要件は入札説明書等において示す。

運営に当たる者は、次の要件を満たすこと

- (ア) 文部科学省競争参加資格において、平成16年度に東海・北陸地域の「役務の提供等」のA、B、又はC等級に格付けされている者であること。
- (イ) (財)葬祭ディレクター技能審査協会が実施する「葬祭ディレクター技能審査」において、1級と認められた者を、円滑かつ確実に配置できること。
- (ウ) 一般貨物自動車運送事業（霊柩車）の許可申請を有すること

なお、参加表明書により参加の意思を表明した応募グループの構成員及び協力会社の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、大学と協議を行うこととする。

また、落札者については、事業契約締結前までに上記 1) の参加要件または本 2) 資格等要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。

参加資格要件の詳細については、入札説明書等において示す。

(6) 審査及び選定に関する事項

1) 審査委員会

民間事業者の選定に当たり、金沢大学に学識経験者・金沢大学職員等で構成する審査委員会を設置する。審査委員会は、提案内容審査における評価項目の詳細に係る検討及び応募者から提出された提案書の審査を行う。

2) 審査及び選定

審査は、総合評価方式によることとし、第一次審査と第二次審査の二段階に分けて実施する。落札者の選定は、入札価格及び事業運営能力、建設・維持管理能力等その他の条件等を審査委員会が総合的に評価し、大学は、審査委員会の評価を踏まえ、最も優れた提案を行った者を落札者とする。

なお、各審査の主な視点は以下のとおりとする。具体的な評価基準については、入札説明書等において示す。

【第一次審査】

- ・資格等要件審査
- ・本事業と同種業務の経験等

第一次審査に合格した者は、本事業に関する事業計画の提案内容を記載した入札提出書類を提出すること。提案方法等の詳細については、入札説明書等において示す。

【第二次審査】

- ・入札価格
- ・その他の提案内容（事業計画、施設整備及び維持管理・運営に係る事項）

3) 選定結果の公表

落札者の選定を行った場合には、その結果を速やかに公表する。

4) 落札者を選定しない場合

民間事業者の募集、評価及び落札者の選定において、最終的に、応募者が無い、あるいは、いずれの応募者も公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でない判断された場合には、落札者を選定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに公表する。

(7) 契約に関する基本的な考え方

1) 事業契約の概要

大学は落札者と事業契約を締結する。事業契約は、設計、改修・建設、運営及び維持管理業務等を包括的かつ詳細に規定し、事業期間を平成30年度末までとする契約となる。なお、事業契約書（案）については、入札説明書等とともに公表する。

2) 特別目的会社の設立等について

応募者は、本事業に係る入札の結果、落札者として決定した場合は、本事業を実施する商

法（明治32年法律第48号）に定める株式会社として特別目的会社を設立する。なお、応募企業、又は応募グループの構成員は、当該会社に対して出資するものとする。その出資比率の合計は、全体の50%を超えるものとする。

全ての出資者は、事業契約が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、大学の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

（8）入札提出書類の取扱い

1）著作権

本事業に関する入札提出書類の著作権は応募者に帰属する。また、応募者から提出された資料は、落札者の選定に関わる公表以外に応募者に無断で使用しない。

2）特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負う。

3. 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項

(1) リスク分担の考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、基本方針に示された「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方」に基づき、大学及び選定事業者の業務分担を事業契約において取り決めるとともに、事業に係る総リスクを低減し、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。このリスク分担の考え方及びPFI事業におけるリスク分担等に関するガイドラインなどを踏まえ、大学と選定事業者の責任分担は、原則として、「資料2 リスク分担表」によることとする。具体的な詳細事項については、実施方針等に対する意見・提案等の結果を踏まえ、入札説明書等において示す。

(2) 選定事業者の責任の履行に関する事項

選定事業者は、事業契約に従い、誠意をもって責任を履行する。

なお、事業契約締結に当たっては、契約の履行を確保するために、以下のいずれかの方法による事業契約の保証を行うことを想定している。

- ・ 契約保証金の納付
- ・ 国債証券等の提供など契約保証金の納付に代わる措置
- ・ 履行保証保険付保等による保証措置

契約保証金等の詳細については入札説明書等において示す。

(3) 事業の実施状況のモニタリング

1) モニタリングの目的

大学は、選定事業者が事業契約に定められた業務を確実に遂行し、事業契約に定める業務要求水準が達成されているか確認するとともに、選定事業者の財務状況を把握するために、モニタリングを行う。

2) モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法については事業契約において定める。

3) モニタリングの実施時期及び概要

基本設計・実施設計時

大学は、選定事業者によって行われた設計が、事業契約に定める業務要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。

工事施工時

選定事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、定期的に大学から工事施工及び工事監理の状況の確認を受ける。また、選定事業者は、大学が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告を行うとともに工事現場での施工状況の確認を受ける。

工事完成・施設引渡し時

選定事業者は、施工記録を用意し、現場で大学の確認を受ける。この際、大学は、施設の状態が事業契約に定められた水準を満たしているか否かについて確認を行う。

確認の結果、本施設の工事の内容が事業契約に定めた条件に適合しない場合には、大学は修補又は改造を求めることができる。

維持管理・運営段階

大学は、維持管理・運営段階において、随時及び定期的に業務の実施状況を確認する。

財務の状況に関するモニタリング

選定事業者は、毎年度、公認会計士または監査法人による監査を経た財務の状況について、大学に報告しなければならない。

4) 対価の減額等

モニタリングの結果、維持管理業務において、事業契約に定める業務要求水準が達成されていないことが判明した場合、大学は維持管理・運営業務に係る対価の減額又は修復勧告を行う。具体的な減額方法等については、事業契約において定める。

4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

(1) 立地に関する事項

基本的条件

< 金沢大学（宝町）総合研究棟改修施設整備等事業 概要 >

項 目	設 定 内 容
事業計画地の現況	
土地の所有	所有者（国立大学法人金沢大学）：既存）
敷地面積	130,396 m ²
建築面積	37,282 m ²
建物延面積	154,862 m ²
地域地区等	市街化区域、用途地域：第一種住居地域 また、伝統環境保存区域に隣接 建ぺい率：28.6%（建築基準法の値：60%） 容積率：118.8%（建築基準法の値：200%）
その他特記事項	敷地造成の必要性：無
施設計画	
導入施設（機能）	大学院医学研究科、医学部（医学科）がん研究所の教育・研究施設、医科学・生命科学系学内共用研究施設、設備室等
延床面積	別表
建物整備	防水、内外装、建具、耐震補強、照明、電力、通信、衛生、空調・換気設備等の改修 等
外構整備	アスファルト舗装、側溝、植栽・芝貼り、外灯 等

(2) 土地に関する事項

1) 特定事業に係る不動産の無償貸与

大学は、建設期間中、特定事業の用に供するために選定事業者に対し土地、建物等を無償で貸与する。BOT部分については事業期間中、土地を無償で貸与し、事業者は事業期間に渡って建築物の所有権を有する。

2) 埋蔵文化財に係る調査について

本件の事業計画地について埋蔵文化財の調査は16年7月頃までに完了の予定である。

(3) 建物に関する事項

施設構成、規模、設計要件等の詳細については、入札説明書等で示す。基本的な施設構成については以下のとおりである。

< 整備対象建物 >

建物名称	構造・規模	建設年	耐震診断	耐震補強
総合研究棟 (医学部南研究棟)	R5-1 5,351m ²	昭43,48,53, 61,平11	Is=0.22	要
総合研究棟 (医学部北研究棟)	R6-1 6,429m ²	昭41,52,61	Is=0.25	要
総合研究棟 (医学部中央施設棟)	R2-1 3,441m ²	昭43,平11	Is=0.33	要
総合研究棟 (標本教育研究棟(現 医学部解剖棟)) (うち、取壊部分)	R2 1,172m ² (376m ²)	昭41,48	Is=0.23	要
総合研究棟 (十全講堂)	R2 1,248m ²	昭38	Is=0.76	不要
総合研究棟 (旧製薬化学科実験研究棟)	R6 3,592m ²	昭42	Is=0.26	要
総合研究棟 (旧薬学科実験研究棟)	R4 3,464m ²	昭34,35,38	Is=0.44	要
総合研究棟 (旧薬学講堂)	R1 200m ²	昭42	Is=0.28	要
計 (うち、取壊部分)	24,897m ² (376m ²)			
コリドー (渡り廊下)	79m ²	新設		
コリドー (渡り廊下)	872m ²	新設		
校舎(解剖実習棟)	R2 1,260m ²	新設		

< 事業範囲 >

	建物名称	事業方式	設計	建設工事	改修工事	維持管理	運営
	総合研究棟 (旧製薬化学科実験研究棟)	RO ¹					
	総合研究棟 (旧薬学科実験研究棟)						
	総合研究棟 (旧薬学講堂)						
	総合研究棟(十全講堂)						
	コリドー (渡り廊下) (十全講堂-製薬化学科実験研究棟間)	BTO ²					
	総合研究棟 (医学部南研究棟)	RO					
	総合研究棟 (医学部北研究棟)						
	総合研究棟 (医学部中央施設棟)						
	総合研究棟 (標本教育研究棟(現 医学部解剖棟))						
	コリドー (渡り廊下) (医学部南-北研究棟間)	BTO					
	校舎(解剖実習棟)	BOT ³					

移転引越作業業務は、PFI事業の事業範囲外とする。

1 : RO方式 : Rehabilitate, Operate

2 : BTO方式 : Build, Transfer, Operate

3 : BOT方式 : Build, Operate, Transfer

< P F I 事業範囲の維持管理・運營業務 >

P F I 事業により改修等を行う施設についてのみ行う維持管理業務

- ・ 検針業務
- ・ 清掃業務（廊下、便所、玄関等の共用部分、講義室等）
- ・ 植栽管理業務
- ・ 昇降機設備保守点検業務
- ・ 受変電設備、電力設備保守点検業務
- ・ 受水槽清掃、水質検査等給排水設備保守点検業務
- ・ 空調等設備保守点検業務
- ・ 建物（構造・仕上）保守点検業務
- ・ 外構保守点検業務

宝町キャンパス内の他施設も一括して実施する維持管理業務

- ・ 校舎等警備業務（休日及び夜間、外部巡回、防災監視）

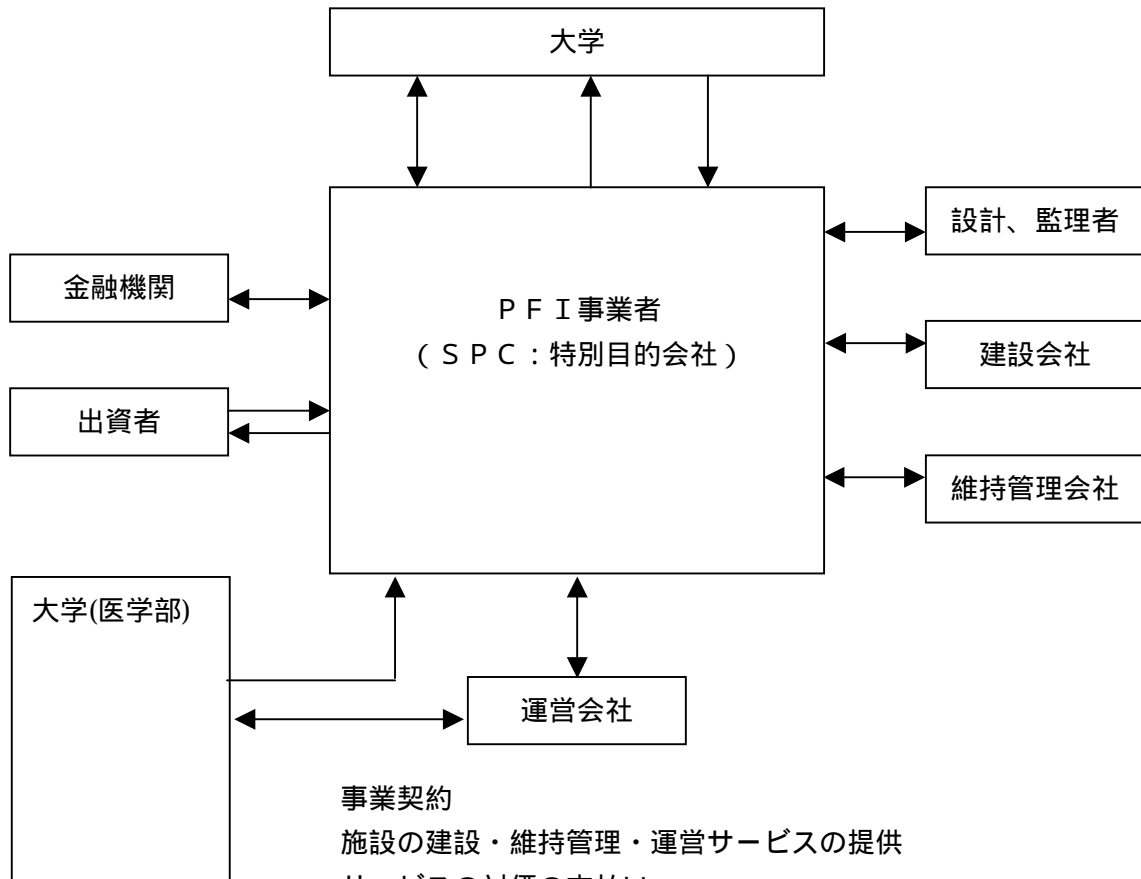
医学部解剖実習棟でのみ実施する運營業務

- ・ 実習、法医学解剖準備、後片づけ業務
- ・ 献体の収集、管理事務
- ・ 献体の搬送、保管、搬出事務
- ・ 合同慰霊祭開催案内事務、同設営事務

< 参考：P F I 事業範囲外の維持管理業務 >

- ・ 清掃業務（教官研究室、実験室、事務室等）
- ・ 駐車場管理業務
- ・ 受変電設備中央監視業務
- ・ ボイラー設備運転監視業務
- ・ 排水検査
- ・ 廃棄物処理（一般ゴミ、実験系廃水）

図 事業スキーム(案)



事業契約

施設の建設・維持管理・運営サービスの提供
サービスの対価の支払い

融資契約

出資

配当

工事設計、監理業務の委託

工事請負契約

維持管理業務委託契約

運営業務委託契約

施設利用、献体収集等に関する提携

5. 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

(1) 紛争が生じた場合の基本的な考え方

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、その他事業契約に関して紛争が生じた場合には、大学と選定事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約に定める具体的な措置に従う。

(2) 管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、金沢地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(1) 本事業の継続に関する基本的な考え方

選定事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、事業契約において、事業の継続が困難となる事由として想定されるものをあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

(2) 本事業の継続が困難になった場合の措置

本事業の継続が困難になった場合には、その発生事由ごとに次の措置をとることとする。

1) 選定事業者の責に帰すべき事由により本事業の継続が困難になった場合

大学は、事業契約の定めに従って、選定事業者に修復勧告を行い、修復策の提出・実施を求めることができる。なお、その他の対応方法については、事業契約において定める。

2) 大学の事由により本事業の継続が困難になった場合

選定事業者は、事業契約の定めに従い、事業契約を解約することができるものとする。

3) その他の事由により本事業の継続が困難になった場合

大学及び選定事業者は、事業契約に具体的に列挙した事由が生じた場合には、事業契約に定められた発生事由ごとに、適切な措置を講じるものとする。

(3) 金融機関等と大学との協議

事業の継続性をできるだけ確保する目的で、大学は、選定事業者に対し資金供給を行う金融機関等と協議を行い、直接協定を結ぶことがある。

7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

本事業のうち、BOT方式により整備する校舎（解剖実習棟施設）については、「PFI法による選定事業に係る税制特例措置」を受けられる予定であり、（平成18年3月31日までに取得が完了するなど、入札説明書等に示す条件を満たした場合）当該施設に係る不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の課税標準が通常の2分の1となる。

(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

大学は、本事業における施設整備等にかかる費用の全額に対して、国からの補助を受けて実施するものである。また、維持管理等にかかる費用については、国からの運営費交付金の支給を受けることを予定している。

本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資（低利子融資、無利子融資）の対象事業であるが、当該融資による資金調達の可否のリスクは選定事業者が負担するものとする。

なお、当該融資制度の趣旨は、民間事業者の提案喚起及び選定事業の安定性向上にあることから、当該融資を提案に織り込む場合には、民間金融機関と同様の金利を前提とすることとしているので、この点に留意して入札提案を行うこと。

また、当該融資制度の詳細、条件等については応募者が直接同行に問い合わせを行うこと。

(3) その他の支援に関する事項

大学は、選定事業者による事業実施に必要な許認可等の取得に関し、必要な協力を行う。

8. その他特定事業の実施に関し必要な事項

(1) 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室ホームページ、金沢大学ホームページ等を通じて適宜行う。

(2) 入札に伴う費用負担

応募者の入札にかかる費用は、すべて応募者の負担とする。

(3) 問合せ先

〒920-1192 石川県金沢市角間町

金沢大学施設管理部施設企画課（担当：本間、稲森）

TEL 076-264-5109

FAX 076-234-4030

電子メールアドレス：fa-pfi@ad.kanazawa-u.ac.jp

【別紙 1】

実施方針に関する質問の受付・回答公表について

1. 質問の方法

質問の内容を簡潔にまとめ、質問書（様式 2）に記入し提出すること。

2. 受付期間

平成16年5月10日（月）から5月14日（金）まで

持参の場合は午前 9 時から午後 5 時まで。

郵送・電子メールの場合は5月14日（金）午後 5 時までに必着とする。

3. 提出方法

以下のいずれかの方法により提出すること。

フロッピー（印刷物を添付）により持参又は郵送。

FAXによる場合は、着信を確認するとともに、速やかにフロッピーを持参又は郵送すること。

電子メールの場合は、質問書（様式 2）を添付ファイルとし、着信を確認すること。

いずれの場合も、文書（質問書を含む）はMicrosoft Excelにより作成し、質問書（様式 2）の連絡先欄に回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを必ず記載すること。

なお、提出されたフロッピーは返却しない。

<宛先>

〒920-1192 石川県金沢市角間町

金沢大学施設管理部施設企画課（担当：本間、稲森）

TEL 076-264-5109

FAX 076-234-4030

電子メールアドレス：fa-pfi@ad.kanazawa-u.ac.jp

上記 2. の期限までに未着の場合は質問がなかったものとみなす。

4. 回答公表

質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると大学が認めるものを除き、平成16年6月15日（火）を目途に文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室ホームページ、金沢大学ホームページ及び掲示板（石川県金沢市角間町金沢大学事務局4階）において公表する。

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室

< URL > <http://sisetuweb1.mext.go.jp/mdbskn/frontsite/MF000.asp?BT=N>

金沢大学

< URL > <http://www.kanazawa-u.ac.jp/>

【別紙 2】

実施方針に関する意見・提案の受付等について

1. 意見・提案の方法

意見・提案の内容を簡潔にまとめ、意見・提案書（様式 3）に記入し提出すること。

2. 受付期間

平成16年5月10日（月）から5月21日（金）まで

持参の場合は午前 9 時から午後 5 時まで。

郵送・電子メールの場合は5月21日（金）午後 5 時までに必着とする。

3. 提出方法

以下のいずれかの方法により提出すること。

フロッピー（印刷物を添付）により持参又は郵送。

FAXによる場合は、着信を確認するとともに、速やかにフロッピーを持参又は郵送すること。

電子メールによる場合は、意見・提案書（様式 3）を添付ファイルとし、着信を確認すること。

いずれの場合も、文書（意見・提案書を含む）はMicrosoft Excelにより作成し、意見・提案書（様式 3）の連絡先欄に担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを必ず記載すること。

なお、提出されたフロッピーは返却しない。

<宛先>

〒920-1192 石川県金沢市角間町

金沢大学施設管理部施設企画課（担当：本間、稲森）

TEL 076-264-5109

FAX 076-234-4030

電子メールアドレス：fa-pfi@ad.kanazawa-u.ac.jp

上記 2. の期限までに未着の場合は意見がなかったものとみなす。

4. その他

民間事業者等から提出のあった意見・提案のうち、大学が必要であると判断した場合には直接ヒアリングを行うこともある。

【様式1】

実施方針に関する説明会への参加申込み

平成16年5月7日（金）の説明会への参加を希望します。

会社名	
部署	
参加予定者(役職・氏名) 1社につき3名まで	
住所	
電話番号	
ファクシミリ番号	
電子メールアドレス	

1. 受付期間

平成16年4月28日（水）から4月30日（金）まで

持参の場合は午前9時から午後5時まで。

郵送・FAX・電子メールの場合は4月30日（金）午後5時までに必着とする。

2. 提出方法

本様式により、以下のいずれかの方法により提出すること。

郵送または持参

F A X

電子メール

<宛先>

〒920-1192 石川県金沢市角間町

金沢大学施設管理部施設企画課（担当：本間、稲森）

TEL 076-264-5109

FAX 076-234-4030

電子メールアドレス：fa-pfi@ad.kanazawa-u.ac.jp

【様式 2】

(様式 2)

平成16年 月 日

実施方針に関する質問

「金沢大学（当時）総合研究棟改築施設整備等事業」に関する実施方針について、次のとおり質問等がありますので提出します。

提出者	会社名	
	所属	
	担当者名	
	住所	
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	
質問数		件

※記入時の注意
 同じ内容の質問を異なる資料・箇所に対して行う場合、別個の質問として記入すること
 質問数が多い場合、行を適宜追加すること
 行の追加および行の高さの変更以外、表の書式変更を行わないこと
 文書：本編および資料等の区別について、選択すること
 ページ：質問対象の記載されたページ番号を記載すること。ページ番号の記載がない箇所の場合、空欄とすること。
 章：章番号を記載すること
 番号（ ）：（ ）内の分類番号を記載すること
 番号（ ）：（ ）半角以内の番号を記載すること
 番号 ○：○凡内の番号を記載すること
 項目（ ）：（ ）内の文字を記載すること
 その他：質問対象の特定に有用であると考えられる記号等、記載すること（任意）

No	文書	ページ	章	番号（ ）	番号（ ）	番号 ○	項目（ ）	その他	質問等
例	①：本編		1	1	5	3	才		※「実施方針 本編 1（1）5）④（才）」の内容に対して質問がある場合、左のように記載してください。
001									
002									
003									
004									

本項に示す様式は【様式 2】の見本です。別添の Excel ファイルに記入し、提出してください。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【様式3】

(様式3)

平成16年 月 日

実施方針に関する意見・提案書

「滋賀大学（短期）総合研究棟改修施設整備等事業」に関する実施方針について、次のとおり意見・提案等がありますので提出します。

提出者	会社名	
	所属	
	担当者名	
	住所	
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	
意見数		件

※記入時の注意
 同じ内容の意見を異なる資料・資料に対して行う場合、別個の意見として記入すること
 意見数が多い場合、行を追加すること
 行の追加および行の高さの変更以外、表の書式変更を行わないこと
 文字：字種および資料等の区別について、選択すること
 ページ：意見対象の記載されたページ番号を記載すること。ページ番号の記載がない資料の場合、空欄とすること。
 罫：罫番号を記載すること
 番号（ ）：（ ）内の分類番号を記載すること
 番号（ ）：（ ）半角カッコ内の番号を記載すること
 番号 ○：○内の番号を記載すること
 項目（ ）：（ ）内の文字を記載すること
 その他：意見対象の特定に有用であると考えられる記号等、記載すること(任意)

No	文書	ページ	罫	番号（ ）	番号（ ）	番号 ○	項目（ ）	その他	意見等
例	①：本編		①	①	⑤	③	才		※「実施方針 本編 ①（1）6」の「才」の内容に対して意見がある場合、左のように記載してください。
001									
002									
003									
004									

本項に示す様式は【様式3】の見本です。別添の Excel ファイルに記入し、提出してください。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

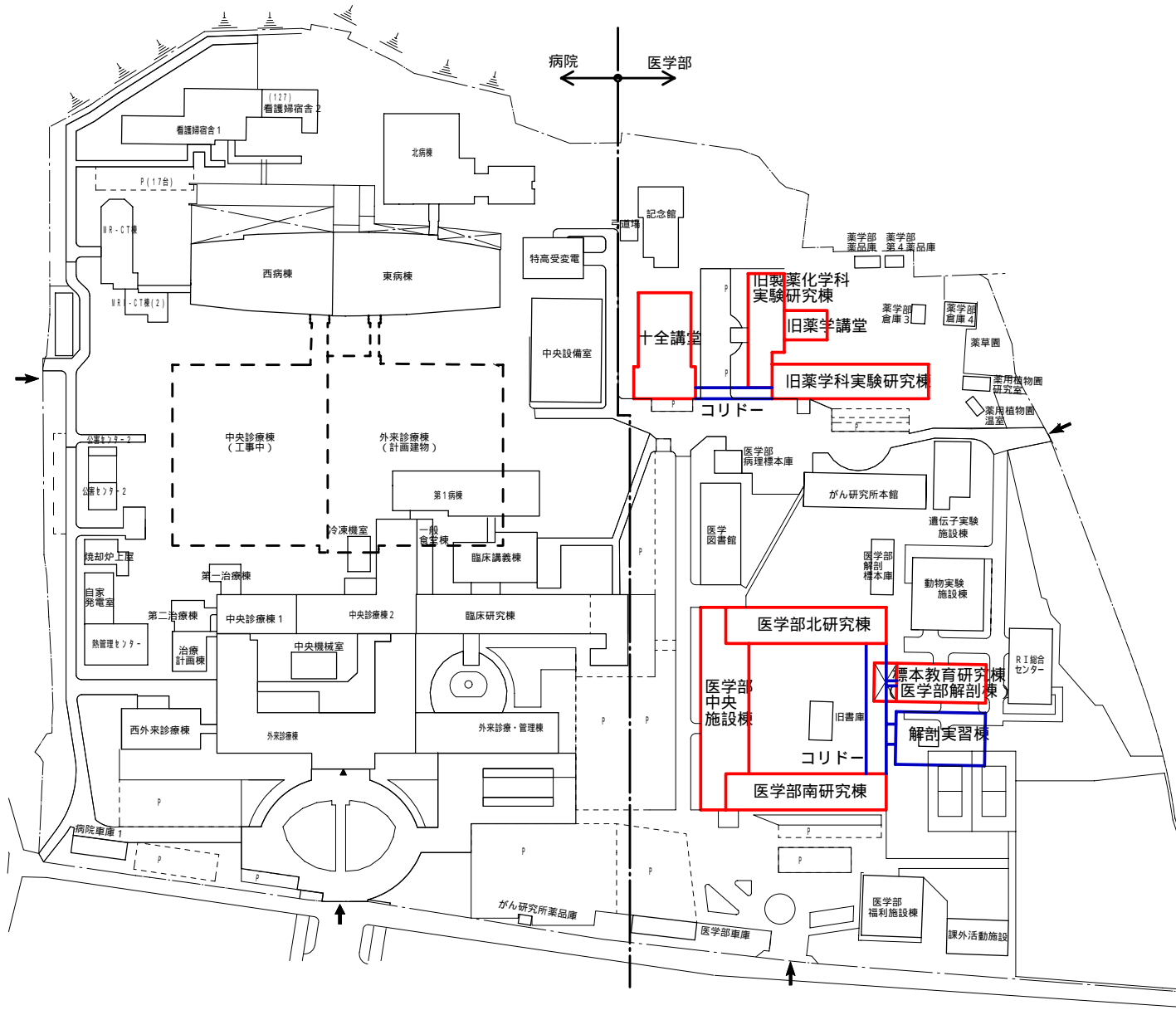
整備対象建物

1. 改修建物

棟名称	構造規模	面積
医学部南研究棟	R5-1	5,351m ²
医学部中央施設棟	R2-1	3,441m ²
医学部北研究棟	R6-1	6,429m ²
標本教育研究棟 (現 医学部解剖棟)	R2	1,172m ² うち取壊し (376m ²)
十全講堂	R2	1,248m ²
旧薬学講堂	R1	200m ²
旧製薬化学実験研究棟	R6	3,592m ²
旧薬学科実験研究棟	R4	3,464m ²
合計面積		24,897m ² うち取壊し (376m ²)

2. 新営建物

棟名称	構造規模	面積
解剖実習棟	R2	1,260m ²
コリドー	R2	79m ²
コリドー	R2	872m ²



【資料2】リスク分担表

リスクの種類		リスクの内容	負担者		
			大学	民間	
共通	入札説明書等リスク		入札説明書等の誤りや内容の変更に関するもの		
	制度関連リスク	法令等リスク	事業に直接関係する法令等（税制度を除く）の新設・変更に関するもの		
			その他		
		許認可リスク	大学が取得すべき許認可の遅延に関するもの		
			事業者の申請手続きの不備等による許認可等の遅延に関するもの		
		税制度リスク	法人税等の変更に関するもの		
			消費税の変更に関するもの		
	その他事業に影響を及ぼす税制の新設・変更				
	社会リスク	住民対応リスク	本事業を実施することに係わる住民反対運動・訴訟・要望に関するもの等		
			上記以外のもの（調査・設計・工事及び維持管理・運営に係わる住民反対運動・訴訟・要望に関するもの等）		
		環境問題リスク	調査・工事に伴い通常不可避の騒音・振動・地盤沈下等による損害		
			事業者が管理者の注意義務を怠ったことによる騒音・振動・地盤沈下等による損害		
			事業者の業務に起因する有害物質の排出・漏洩		
		第三者賠償リスク	大学の教育活動や業務に起因するもの		
	事業者の業務に起因するもの				
	債務不履行リスク	選定事業者の責めによるもの	許認可等の遅延、事業者の事業放棄・破綻によるもの、事業者が提供するサービスの品質等が一定のレベルを下回った場合等		
大学の責めによるもの		大学の指示、債務不履行、当該サービスが不要となった場合等			
不可抗力リスク		戦争、暴動、天災等による設計変更、事業の延期・中止			
金利リスク		金利の変動			

リスクの種類		リスクの内容		負担者	
				大学	民間
計画段階	計画・設計リスク	応募リスク	応募費用の負担		
		契約リスク	選定事業者と契約が結べない、契約手続きに時間がかかる、またはPFI契約の決済が得られない場合等		
		資金調達リスク	必要な資金の確保に関するもの		
		発注者責任リスク	大学が実施した測量・調査に関するもの		
		測量・調査リスク	事業者が実施した測量・調査に関するもの		
		設計リスク(費用の超過)	大学の提示条件、指示の不備・変更に関するもの		
			上記以外の要因によるもの		
		設計リスク(完了遅延)	大学の提示条件、指示の不備・変更に関するもの		
事業者の指示・判断の不備等、上記以外の要因による不備・変更に関するもの					
設計リスク(設計図書等の瑕疵)	設計図書等の成果物の瑕疵				
建設段階	用地リスク	建設に要する資材置場の確保に関するもの			
		地中障害物に関し、大学が把握し事前に公表したもの			
		地中障害物に関する上記以外のもの			
	工事遅延リスク	大学の提示条件、指示の不備・変更により工事が遅延または完工しないことにより、開業が契約より遅延する場合			
		上記以外の理由により工事が遅延または完工しないこと等により、開業が契約より遅延する場合			
	工事監理リスク	施工監理に関するもの			
	工事費増大リスク	大学の提示条件、指示の不備・変更に関するもの			
		上記以外の要因によるもの			
	要求性能未達リスク	要求水準等の不適合(施工不良を含む)			
	施設損傷リスク	使用前に工事目的物や材料、関連工事等に関して生じた損害			
物価リスク	インフレ・デフレ				

リスクの種類		リスクの内容		負担者		
				大学	民間	
移管段階	移管手続きリスク	瑕疵担保リスク	隠れた瑕疵の担保責任			
		移管手続きリスク	施設移管手続きに伴う諸費用の発生に関するもの、事業会社の清算手続きに伴う評価損益等			
		施設の健全性リスク	事業終了時に施設の健全性（残存価値）が確保されない場合			
維持管理・運営段階	支払遅延・不能リスク		大学のサービス対価の支払遅延・不能に関するもの			
	維持管理リスク	計画変更リスク	用途変更等、大学の責めによる事業内容等の変更に関するもの			
			上記以外の要因による事業内容等の変更に関するもの			
		要求水準未達リスク	要求水準等の不適合			
		施設瑕疵リスク	隠れた瑕疵の担保責任	開業後10年以内		
				開業後10年超		
		施設損傷リスク	劣化による施設・備品等の損傷			
			既存部分の劣化に起因するもの			
	修繕補費増大リスク	事故・火災等による施設・備品等の損傷				
	物価リスク	インフレ・デフレ				
運営リスク	計画リスク	大学の指示条件、条件の変更に関するもの				
	業務実施リスク	事業者の業務に起因するもの				

主分担

従分担